

会館のご使用について

- ★ 開館時間
午前9時～午後10時
- ★ 休館日
毎月曜日 年末、年始(12月29日～1月4日)
- ★ 使用の申込み
ホール・楽屋は、使用しようとする日の1ヶ月前の日の属する月の初日から受付けます。
集会室については5ヶ月前の日の属する月の初日から受付けます。
使用料を納付して頂いてから使用許可書をお渡しいたします。
申し込まれた日時、その他許可事項の変更・取消および使用料の返還は特にやむを得ない理由があると認められる場合のみ可能です。
天災地変その他使用者の責めに帰さない理由により使用出来ない時は全額、それ以外の理由による場合は半額返還します。
変更・取消については、ホールは使用する前1ヶ月まで、集会室は使用する前1週間までに使用許可書・領収書を添付して申し出てください。
但し変更は、所定の手続きのうえ、1回に限り可能です。
- ★ 受付時間
受付は休館日を除く、午前9時～午後7時
- ★ 使用時のお願い
許可書は使用当日会館事務室に提示してください。
使用時間には、会場の準備、お客様の入退場および後始末に要する時間が含まれていますからご注意ください。
使用後は、ただちに設備・備品・器具等をもとの位置に戻し、会館事務室へご連絡ください。
なお、ごみ等が多量に出る場合は、使用者が責任をもって処理してください。
- ★ 使用の制限
次の場合は、会館の使用ができません。
物品の販売や契約を行う目的で使用するとき。
会館の管理上支障があり、使用を不適当であると認めるとき。
ホール・楽屋は、7日(集会室は5日)をこえて連続使用するとき。
会館使用の権利を譲渡したり、転貸したりすることは認められません。
- ★ 許可の取り消し
次の場合には使用許可を取り消し、または停止します。
1. 公の秩序・風俗をみだし、またはそのおそれがあるとき。
2. 建物・設備・器具等を破損し、または滅失するおそれがあるとき。
3. 管理の支障となる事実が発生し、また発生するおそれがあると認めるとき。
4. 使用の許可条件に違反したとき。
5. 虚偽の申請をしたとき
6. 災害等の事故で会館が使用できなくなったとき。
なお取り消し、または停止により生じた損害等についての責任は負いかねます。

使用料金

1. 基本料金 (令和元年10月～) (単価:円)

種別	時間区分	* 定	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
			9時から12時まで	13時から17時まで	18時から22時まで	9時から17時まで	13時から22時まで	9時から22時まで
ホール	平日	固定席709 車椅子用5	12,980	22,100	25,970	35,080	48,070	61,050
	土・日・祝		15,600	25,970	31,210	41,570	57,180	72,780
集会室	第一講座室	120	3,870	6,480	6,480	10,350	12,960	16,830
	第二講座室	45	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第三講座室	24	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	第四講座室	24	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	研修室	63	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第一会議室	36	1,350	2,200	2,610	3,550	4,810	6,160
	第二会議室	15	930	1,460	1,770	2,390	3,230	4,160
	視聴覚室	60	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	音楽室	40	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	料理室	48	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
和室	陶芸室	48	1,980	3,230	3,870	5,210	7,100	9,080
	和室1	20	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	和室2	20	620	1,150	1,350	1,770	2,500	3,120
	楽屋(和室)		310	510	620	820	1,130	1,440
	楽屋(洋室)		310	510	620	820	1,130	1,440

* 定員は机・椅子を並べた状態を基準にしています。

- (1) 市外居住者(法人その他の団体又は事業所にあつては、その所在地が本市の区域外に存するもの)が使用するとき、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算します。
- (2) ホールを練習や準備のために使用するとき、当該使用区分に係る基本料金の7割を徴収します。
- (3) 使用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利を目的とする行為を行うときは、当該使用区分に係る基本料金の5割を加算します。
- (4) 特別に電気その他を使用するとき、実費を負担願います。

2. 附属設備使用料 (単位:円)

区分種別	器具名等	数量	料金	備考
1 舞 台 設 備	反響版	1式	3,130	人件費は別
	スクリーン	1式	1,030	
	ピアノ	1台	8,370	調律料は別
	指揮台	1台	310	譜面台付き
	所作台	1式	5,230	人件費は別
	演壇	1台	2,080	
	譜面台	1台	510	
	金屏風	1双	100	
2 照 明 設 備	シーリングスポットライト	1組	7,330	
	ボーダーライト	2列		
	フロントスポットライト	2組		
	フォロースポットライト	2台		
	シーリングスポットライト	2組	12,560	
	ボーダーライト	4列		
	フロントスポットライト	4組		
	フォロースポットライト	2台		
	シーリングスポットライト	1組	2,500	
	フロントスポットライト	1組	1,030	
	クセノンピンスポットライト	1台	3,130	
	フォロースポットライト	1台	1,030	
	スポットライト(500W)	1台	310	
	スポットライト(1KW)	1台	510	
フットライト	1列	620		
ボーダーライト	1列	1,030		
アッパーホリゾンライト	1列	1,250		
ローアホリゾンライト	1列	1,250		
効果器	1台	1,250		
3 音 響 設 備	レコードプレーヤー	1台	1,030	レコードは別
	テープレコーダー	1台	2,080	テープは別
	カセットデッキ	1台	1,030	テープは別
	マイクロホン	1本	1,030	
	ワイヤレスマイク	1CH	2,080	
4 そ の 他 設 備	はねかえりスピーカー	1式	2,080	
	拡声装置	1式	4,180	
	シャワー室	1室	510	

- 【備考】 (1)この表の料金は、午前、午後及び夜間の使用区分ごとに1回として計算しています。
(2)カラーフィルターその他本表において使用料金を規定していないものに係る使用については実費を徴収します。
(注) 反響板、所作台以外でも人件費を要する場合があります